

旭医大達第 8 0 号
令和 5 年 4 月 1 8 日

旭川医科大学知的財産センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学知的財産センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学知的財産センター規程（平成 22 年旭医大達第 35 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
（趣旨） 第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第24条の規定に基づき、旭川医科大学知的財産センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。 （略） <u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月18日から施行し、改正後の第1条の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u> 【改正理由】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。	（趣旨） 第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第24条<u>の4</u>の規定に基づき、旭川医科大学知的財産センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。 （略）